

# 成年後見制度利用促進専門家会議 第10回議事録

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

第10回 成年後見制度利用促進専門家会議  
議事次第

日 時：令和3年8月23日（月）14:00～16:00

場 所：オンライン会議

1. 開会

2. 議事

- ①成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況について（報告）
- ②権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能に関する意見交換
- ③次期基本計画に係る中長期的な課題等に関する意見交換

3. 閉会

○大森委員長 定刻になりました。皆さん方よろしゅうございましょうか。ただいまから第10回「成年後見制度利用促進専門家会議」を開催いたします。

お忙しい中、今回もお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

皆様方の御協力によりまして、次期基本計画の中間まとめが8月4日に公表になりました。改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日の会議もウェブ会議システムを活用して実施してございます。傍聴席は設けず、動画配信システムでのライブ配信により一般公開する形になっております。

本日の委員の皆様方の出席状況について、事務局から報告を願います。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。

それでは、本日の委員の出席について御報告申し上げます。

参考資料1のとおりの出欠状況となっております。なお、途中参加の委員もいらっしゃるということですが、こういった形で出欠ということがございます。

併せまして、今回も山本副大臣に御臨席をいただいております。

続きまして、ウェブ会議における発言方法を確認いたします。発言される場合は、Zoomの「手を挙げる」機能を使用ください。発言者は委員長から指名しますので、指名に基づき発言をお願いします。「手を挙げる」機能を使用しているにもかかわらず発言希望の御意思が伝わっていないと思われる場合には、ウェブ会議システムのチャット機能等で会場へ御意思をお伝えいただくことも可能です。ただし、原則としてはZoomの「手を挙げる」機能の使用をお願いいたします。

なお、チャット機能等で御記入いただいた内容はウェブの画面及び配信動画においても表示されます。この点、御承知おきください。

併せまして、先ほど野澤委員から欠席ということで御連絡をいただきましたので、この点訂正いたします。

事務局からは以上であります。

○大森委員長 ありがとうございます。

皆様方のお手元に議事次第がございますので、それに沿って進行させていただきます。

議題1「成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況について」でございますが、これは金融庁から御報告をお願いいたします。

○金融庁監督局山下銀行第一課長 資料1に沿って、成年後見制度利用促進に係る金融庁の取組として、後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託等の導入状況に関する調査結果について御報告させていただきます。

こちらは、令和3年3月末時点の後見制度支援預貯金・支援信託の導入状況につきまして、預金取扱金融機関に対しアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめの上、金融庁ウェブサイトにて公表した資料でございます。

1 ページに記載しておりますとおり、成年後見制度利用促進基本計画で定められたKPIは、「全預金取扱金融機関の個人預貯金残高に占める支援預貯金又は支援信託を導入済とする金融機関の個人預貯金残高の割合」について50%以上となっております。

2 ページ、3 ページには制度の概要、また、この調査の対象の詳細等について記載しておりますので、御説明は割愛させていただきます。

4 ページは今回の調査結果の概要ですが、先ほど申しあげました個人預貯金残高ベースの割合で見ますと、前回のアンケート調査では令和2年3月末時点で、左下の図表1、支援預貯金又は支援信託を導入済と回答した金融機関が約56%ということで、この時点でKPIを達成しておりましたけれども、今回のアンケート調査では、真ん中の図表2のとおり、令和3年3月末時点では導入済が約65%ということで、引き続き増加している状況でございます。また、この支援預貯金又は支援信託を導入する予定がないと回答した金融機関も前回の約28%から約8%まで大幅に減少しており、金融機関全体として導入に向けた取組が進んでいる状況となっております。

今後とも、金融庁といたしましては、成年後見制度を利用者にとって安心・安全な制度といたしますために、各金融機関の支援預貯金・支援信託の導入を引き続き促してまいりたいと考えております。

また、先ほど言及がございました、8月4日に公表されております次期基本計画の中間とりまとめにおきまして、金融機関の成年後見制度あるいは権利擁護支援の理解促進のために周知を行うことが重要とされていますので、早速、去る5日の業界団体との意見交換会において、こういった点についてまずは周知させていただいております。引き続きこうした取組を進めてまいりたいと考えております。

以下、5 ページ、6 ページに詳細な調査結果の内容等を書いていますので、お時間あるときに御参照いただければと思います。御説明は省略させていただきます。

当方からの御説明は以上でございます。

○大森委員長 御苦労さまでした。

ただいまの御説明について、何か特段に御質問がある方はおいででしょうか。お手を挙げてください。よろしゅうございましょうか。

では、引き続き、よろしく願いいたします。

次は議題2でございますけれども、「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能に関する意見交換」につきまして、事務局から資料の説明がございます。その後、皆様方の御質問を伺います。

それでは、事務局、お願いします。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。

今回が中間まとめ以降のキックオフということですので、全体のスケジュール感と今申しあげました地域連携ネットワーク機能に関する資料ということで事務局のほうでまとめたものを説明いたします。

まず、進め方についてであります。

今後の進め方ということになりますけれども、こちらにありますとおり、中間まとめ以降は、中長期的な視点を持って取り組むべき内容を中心に議論していくこととなります。3つワーキング・グループがございましたけれども、こちらにある福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループと成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループで議論を進めていくという形になります。

こちらのほうですね。山野目委員が務められるワーキングと新井委員の務められるワーキングで進めていくことになっていきます。

今後のスケジュールです。8月23日、今日が専門家会議ということで、9月以降、ワーキングを進めてまいります。そして、御覧のとおり10月と12月に専門家会議を開催する予定となっております。

なお、ワーキングの詳細の段取りということになりますけれども、福祉・行政と司法の連携強化ワーキングは当初、福祉・行政を先にして、その後に司法ということだったのですけれども、御登壇者の御都合で順番を入れ替えております。あと、成年後見制度の運用改善等に関するワーキングに関しましても、御登壇者の日程調整の結果、一部修正しながら議論していくという段取りで考えております。これが今後のスケジュールに関する説明になります。

続きまして、「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能について」として事務局でまとめた資料を説明いたします。

こちらがその資料になります。「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能について」ということで、4機能の整理の考え方ということになります。

中間まとめ以降の議論は、福祉・行政と司法の連携強化、山野目主査のものと、成年後見制度運用改善等のワーキングということで新井主査に御担当いただくこととなります。これらの取組は、中間まとめで議論の中心になっておりました権利擁護支援の地域連携ネットワーク、前半戦で御議論いただきました、こちらで行われるものになっております。中間まとめまでは関係者が地域連携ネットワークで参画して、協力してやっていたということでありましたけれども、これからの議論は、関係者がどういった役割を持って参画するかというところに移っていくこととなります。

中間まとめで引き続き検討を行う事項ということで、地域連携ネットワークが担う機能の在り方とその強化、中核機関の在り方というものが挙げられておりました。こういった機能の整理が今後、ワーキングで参画される関係者の役割を議論する上でも重要になるのではないかとということでまとめた資料がこちらであります。

それでは、資料の説明に移ってまいります。

こちらは目次ということで、省略いたします。

まずは現行計画での記載をレビューしてみましようということでもあります。現行計画では以下の記載があります。1つが、各地域における地域連携ネットワーク及び中核機関に

については、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるとともに、不正防止にも配慮すべきである。なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものであるといったことの記載があります。

次に、中間まとめで今後の検討とされた内容を見ていきたいと思います。地域連携ネットワークが担う機能の在り方やその強化は、家庭裁判所における後見人等への監督、そして、地域連携ネットワークにおける後見人等への支援の在り方についての整理、この2つの整理や、その上での福祉・行政と司法との連携の在り方も踏まえて検討する必要があることから、本会議において引き続き検討するということでもあります。

併せてということで、後見人に対する苦情への対応を含めた後見事務に関する調整・助言・指導等や意思決定支援の在り方、これに関する裁判所、中核機関、専門職団体、都道府県その他関係者・団体のそれぞれの性質・役割に応じた連携方法・役割分担の在り方も検討する。なお、中核機関については、未整備地域があることや地域の実情に応じて担っている役割が異なることについても考慮する必要があると、こういった形で役割分担を検討するという形になっているところでもあります。

それで、4機能の整理ということになります。

委員から関連する御発言がございましたので、ここに抜粋しているのですがけれども、利用促進機能の3つの異なる機能を含め、全体が4機能で整理されているのは分かりにくいと。これを見直して、担い手の育成・活動支援等の地域全体の仕組みづくりの機能があるということを明確にし、行政の役割が強調されるべきということがございました。

もう一つございます。現在の利用促進機能の内容には、異質な要素が混在していて、具体的なイメージが市町村に伝わりにくい。中でも、受任者調整機能は今後さらに重要になる。これを独立した機能として明示するのがよいといった御発言がございまして、我々として、個別支援と地域全体の仕組みづくりの機能ということもございましたので、地域の体制づくりという視点から整理を行っております。

こちらは左手に4機能がございまして、個別支援とそれを支える地域の体制づくりということで、こちらは現行計画で地域連携ネットワークが担うとされている機能を整理したものでございます。あくまで現行計画のもので整理しているということです。

その上で、地域連携ネットワークの機能の在り方は成年後見制度の利用には中核機関等が関わる事案と関わらない事案の両方が存在する。これは後ほど説明いたします。あと、家庭裁判所における後見人等への監督及び地域連携ネットワークにおける後見人等への支援の在り方、これは先ほど申し上げたものなのですが、それを踏まえて整理する必要があるということです。

これを併せまして、個別支援に関する機能、こちらで今御覧いただいたものなのですが、福祉・行政が中心となっている内容、こちらが後見人等支援の在り方に関連する

ものです。あと、これに関連して、各機能に関連して裁判所が実施している内容。こちらは家庭裁判所における後見人等への監督、こういったところを想定しているのですけれども、整理したものであります。こちらの説明に入る前に、少しこの次ページ参照と言っている成年後見制度利用の全体についての現状をまとめたものを御説明したいと思います。

民法上、成年後見制度を利用するためには家庭裁判所に申立てを行う必要がありますけれども、制度上、現状として、中核機関等の関わりが求められているわけではございません。実態としても、ローマ数字の1に書いているとおり、福祉的な支援を必要とする方などが中核機関等の相談を経て申立てを行う場合もあれば、2にありますように、福祉的な支援が必要ない方や関わりを望まない方などが中核機関等の相談などを介さずに行っている場合があるということになります。

ピンク色のところが中核機関が関わっているということで、福祉的な支援が必要であったりとか、中核機関が相談を受けている事案です。こちらを経由して行って、成年後見人による後見業務が行われているものと、灰色の部分になりますけれども、そうでない形の流れがあると。必要に応じて中核機関が相談、受任者調整等の支援を実施し、必要に応じてチームにおける支援をバックアップする。こういった形とそうでないものがあるというのが全体像であります。

なお、8ページには、説明は省略いたしますが、現行の基本計画におきましても必要なケースについて支援する。こういった形の立てつけになります。

その上で、6ページの資料に戻ります。広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能がございまして。個別支援、福祉・行政が中心となり実施している内容ということで、特にこちらの整理表の中で、下線部があるのですけれども、こちらは現行の4機能には位置づけがないけれども、実質的に実施している事例があるものも含めて記載しております。

広報に関連しましては、福祉・行政が中心となりということですので、福祉的な支援を必要とする方々を中心とした啓発。そして、これに関連して裁判所が実施している内容ということで、裁判所の手続を利用するのに必要な情報提供・手続案内ということになります。

2番目の相談機能ですけれども、福祉・行政のところですが、相談対応、制度等の利用が必要かどうかのニーズの精査、そして、必要な見守り体制へのつなぎ。裁判所は、先ほど申し上げた上の記載と同じということになります。

そして、成年後見制度利用促進機能になります。支援方針、課題を明確にして支援の内容をどうするかということを検討する。2つ目は申立者、市町村長申立ての適切な実施を含むと。そして、後見人、支援する候補者がどなたなのか。そして、チーム支援ということで、チームをどうやって調整していくかということになります。裁判所のほうは、関連してということなのではございますけれども、適切な後見人の選任をはじめとする手続運営ということになります。

4つ目、後見人支援機能となります。福祉・行政ですけれども、後見人やチーム関係者

からの相談対応。そして、必要な事案に対するモニタリング・バックアップ、苦情対応、チーム支援の再調整ということで、後見人等の交代の提案であったりとか、チームへの支援の終結、こういったことが挙げられるかということで整理しております。それに対して裁判所のほうですけれども、まず、後見業務の監督ということでございます。そして、後見人からの相談等への対応ということで、手続案内や適切な後見業務の遂行を確保するのに必要な対応ということで掲げているところでもあります。こちらで個別支援ということで整理をしました。

最後は、少し戻りまして、5ページに個別支援と個別支援を行うための地域の体制づくり、これに対応しての現状の取組を整理したのが9ページになります。地域の体制づくりに関する機能は、今御説明いたしました個別支援が適切に行われるようにするという観点から、福祉・行政の関係者と司法の関係者などが、地域に共通する課題の検討・調整・解決などに、自発的に協力する体制づくりを進めるといったことで整理をしております。

広報に関連いたしましては、地域の体制づくりということで、制度の一般的認知度の向上に向けた取組。そして、関係者の理解促進と協力体制づくりということです。

相談機能では、相談窓口を明確にして、どこに相談しに行けばいいか分かるようにということです。

3つ目が成年後見制度利用促進機能ということで、市町村長申立て、利用支援事業の適切な実施に向けた取組をする体制づくり。そして、選任の際の考慮要素・受任イメージの共有、こちらは中間まとめでも出てきた内容かと思えます。そして、担い手の育成の仕組みづくり、推薦・支援体制づくり。そして、日常生活自立支援事業等関連制度から成年後見制度への移行の仕組みづくりであります。

4つ目、後見人支援機能ということで、意思決定支援の浸透であったりとか、あるいは後見人単独では解決できない共通課題を解決するための支援策の構築ということで、チーム支援というのがございますけれども、そういったところでどういった支援をしていくかということの体制をつくっているということです。

こちらも現行の4機能には位置付けのない取組であっても、実質的に実施する事例などを含めて記載しているということです。

あとは参考資料ということで、どういったものがあるかだけの御紹介で説明に代えさせていただきます。

11ページからは、第7回専門家会議で配付したものということで、市町村における司法との連携に関する諸課題についてということで、自治体のヒアリングのときに出てきたものを改めてお示ししております。

こちらは協議会等の設置状況と関係機関の参画状況をお見せしております。

あと、5月に市町村セミナーということで、体制整備の関係でアンケート調査を併せて実施しております。御覧のとおりのもとなっております。あと、自由記載ということで各市町村から御意見いただいております、それをカテゴリーごとに、ほぼ文面のまま

で記載をしております。また今後、ワーキング等の議論のときにでも御活用いただければということでお示しして、整理しているものであります。

あとは参考資料ということ、これも参考なのですけれども、現行計画における4機能の記載ということで、こちらにも既に現行計画で記載されているものをお示ししているということで、今後、随時参照されながら議論を深めていただければと考えております。

私のほうからスケジュール、4機能の整理ということで説明いたしました。事務局からの説明は以上です。

○大森委員長 御苦労さまでした。

今後のスケジュールとの関係で、いわゆる4機能の新しい整理の考え方が示されていますので、若干これについて皆様方から御質問なり御意見を伺います。御意見、御質問がある方は、Zoomの手挙げ機能で挙手をお願いいたします。

西川さん、どうぞ。

○西川委員 司法書士の西川です。

資料2を確認させていただいて、若干気づいた意見を述べさせていただきたいと思えます。7ページの成年後見制度を利用する際の流れについてですが、行政の側から見るとこういう整理ができるということだと思います。理念的には全くそのとおりなのですが、これが独り歩きするとちょっと誤解を招く部分があるのではないかなという懸念があります。申立ての段階で中核機関が関わらない事案は現実にあると思えますし、実際に後見事務で中核機関が関わっていないものもあるのは事実なのですが、例えば福祉的な支援が必要な事案が現実にはどれだけあるかという点、本当はそんなにない、あるいは全くないのではないかという気がしますし、関わりを望まないというのも理屈の上ではそういう事例はあるのかもしれませんが、私から見ると、それは虐待と紙一重だったり、虐待そのものだったりという場面ではないかという気がします。

また、一部の専門職、特に司法書士や、あるいは弁護士のような法律の専門職は、これを見て、自分は中核機関と関わらなくていいのだという誤解をしてしまう可能性があるのかなと感じました。本当は福祉的な支援が必要なのに、それに気づいていない法律専門職が、これを見て適切に中核機関と関わるきっかけを失うことになりはしないかと思えますので、このペーパーだけが出てしまうと誤解を招くのではないかという気がしたというのが1点です。

あともう一点、気づいた点として、行政の側から見てネットワークの機能を整理しているということですので、この資料のまとめ方は非常に参考になるのですが、見ていて思ったのは、行政が、例えば後ろのほうのアンケートで裁判所のことをいろいろ指摘して非常に参考になる意見がたくさんあるのですが、裁判所の人間ではない私が見ていても、これは申立て側でちょっと工夫すれば解決できる問題なのだというふうに読める意見もたくさんあるのです。そうすると、恐らく裁判所の現場の職員の方から見るといろいろ意見があるのだと思います。そういったものも見た上で、どういう形の体制整備を市町村としてす

べきなのか、あるいは裁判所としてもどのようにそれに関わっていくのかという議論をしていかないと、なかなか現場の納得感が得られるような解決策には結びつかない気がしますので、ぜひここは裁判所側からの見方というのも提示していただいた上で、どういう方向性が考えられるのかということを検討するようにしていただいたほうがいいのかなと思いました。

私からは以上です。

○大森委員長 第1点目は、ここに書いてございますように、民法上こうなっていて、実態はこうなっているということですので、御指摘のとおり誤解を招かないように、独り歩きしないような工夫が要ることは確かでございますので、事務局でそのように承知しておいて、第2点目については今後検討することになると思っておりますので、御意見として承っておきます。

次の方、どうぞ。新井さん、どうぞ。

○新井委員 新井です。私からは2点について発言をさせていただきたいと思っております。

第1点、資料2「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能について」は、全体として法定後見制度の説明に限定されているように思われます。任意後見制度を最優先に活用すべきであるとの成年後見法の本旨に即して、任意後見制度のネットワーク機能についても言及することをぜひお願いしたいと思っております。

第2点、7ページのチャートによると、現行計画においては、家庭裁判所については申立人が本人、親族、福祉的支援が必要ない場合、中核機関については申立人が市区町村長、福祉的支援が必要な場合と図式化されています。しかし、家庭裁判所と中核機関のさらなる連携が不可欠です。現行基本計画の基本的な考え方が共生社会の実現であったのに対して、次期基本計画の基本的な考え方は地域共生社会、重層的支援体制にレベルアップされていることに伴い、家庭裁判所と中核機関とのさらに緊密な相互連携が必要です。

私の提案としては、家庭裁判所と中核機関との緊密な相互連携についての具体例、好事例を司法・福祉ワーキング・グループにおいて検討していただいて、その成果を最終とりまとめに盛り込んでみてはどうでしょうか。

以上2点の意見です。よろしく申し上げます。

○大森委員長 ありがとうございます。

2点目の御意見を承りました。最初の任意後見について、この表ではカバーしていないのではないかという御意見、これは事務局はどうですか。

○成年後見制度利用促進室長 任意後見についても、御指摘を踏まえてまた整理したいと思っております。

○大森委員長 ありがとうございます。

では、住田さん、どうぞ。

○住田委員 私のほうからは3点意見を述べたいと思っております。

まず1点目の次期基本計画におけるKPIについてです。現行計画では、厚生労働省や市町

村にKPIが設定されていますが、次期計画には、都道府県の役割が大きいため、都道府県についてのKPIの設定が必要になるかと思えます。加えて、家庭裁判所や最高裁も関連する項目について、何が裁判所に求められているのか分かるような内容の検討も必要かと思われま

す。2点目は中核機関の名称変更についてです。中間とりまとめでは、6ページに中核機関の在り方について具体的な機能を表現する名称も検討するというふうに書かれています。この名称変更ですけれども、今のタイミングで中核機関という名称を見直すべきとは思っていません。現在、多くの市町村では急ピッチで中核機関の整備のための話し合いを進めており、市町村計画に中核機関のことを盛り込んでいるところもたくさんあります。名称を変えると混乱が生じ、事務負担が増えるなどにより停滞してしまうことも危惧されます。名称を見直すというよりも、どこがどのような役割を担うのかを丁寧に書き込んでいくことが重要かと思われま

す。最後に3点目、不正防止です。先ほど信託導入状況の説明をしていただきました。不正報告件数が一番多かった平成26年の831件から昨年は186件となり、77.6%減少したことは取組の成果がとても大きいと思えます。しかし、不正がなくなったわけではありません。基本計画では不正防止について2つの項目を掲げています。1つ目に、不正防止のための仕組みの充実です。2つ目に、地域連携ネットワークの整備による不正防止効果としてのチームでの対応による不正の未然防止や早期発見への対応にも留意するとあります。この点について、後見人による不正事件などネガティブなニュースを耳にして不安を感じている人は少なくありません。そのため、広報機能として行っている地域の研修会では、不正を未然に防ぐためにも、後見人をチームで支えつつチェック機能の視点も伝えていま

す。また、後見人支援機能においては、後見人の財産管理方法に不安を覚える福祉関係者からの相談なども寄せられます。後見人は適切な後見業務をチームから求められ対応することで、結果的に不正の未然防止につながりますし、チームで不正の未然防止を意識化することも必要です。ほかにも任意後見移行型の契約後に本人の認知症が進行しているけれども任意代理が継続されていることに危惧を抱いた支援者から相談が入ることもあります。このような観点から、地域の体制づくりの4機能の中の広報機能と後見人支援機能に不正防止効果の視点が含まれていると思われま

す。また、この整理に含まれずとも、地域連携ネットワークにおける不正防止効果を次期計画においてもしっかりと位置付け、成年後見制度への信頼を高める取組を地域で行う必要があると思えます。

以上です。

○大森委員長 これから伺う予定であった第3議題と相当程度重なっていますので、承りました。ありがとうございます。

次は、中村さん、どうぞ。

○中村委員 それでは、私のほうからは日常生活自立支援事業関係について意見を述べさ

せていただきたいと思います。

今回の中間とりまとめの中でも、成年後見制度と日常生活自立支援事業が権利擁護支援の重要なツールの一つであること、それと、日常生活自立支援事業が成年後見制度の利用が必要な人を早期に把握し、信頼関係を築く中で成年後見制度の利用につないでいる橋渡しの役割も果たしていること、そういうことが共有されたと感じております。

ただ、一方で、日常生活自立支援事業が成年後見制度への移行を前提としているだけではなくて、本人の必要性に応じて日常生活自立支援事業が利用されたり、成年後見制度と日常生活自立支援事業の併用利用が必要な場合もあるというところもございますので、今回の整理の中で日常生活自立支援事業関係制度からの移行、そしてまた移行の仕組みづくりというだけではなくて、この辺の視点も中間とりまとめに書かれておりますとおり、もう少し感じ取れる部分があればというのが1点でございます。

もう一点につきましては、中間とりまとめの中でも出ておりますが、増大するニーズに対応して日常生活自立支援事業の体制が十分かつ安定でなく体制強化が必要であること、それと、日常生活自立支援事業が都道府県・政令指定都市社協を実施主体とする事業であることから、現在の仕組みの上では市町村の関与がなく、また、本事業の利用者の増やニーズ、状況把握等について市町村の行政担当者の理解が十分でないことなどから、日常生活自立支援事業についての効果的な実施方法等について検討する必要があるというふうに明記されており、日常生活自立支援事業の体制整備につながるものと感じております。

それから、今回の権利擁護支援の地域連携ネットワークの4つの整理の考え方において、日常生活自立支援等関係制度からのスムーズな移行、それと移行の仕組みづくりというふうな明記のみではなくて、日常生活自立支援事業の役割や今後の体制整備についても触れていただければと思いますし、直ちに日常生活自立支援事業の実施体制の変更について検討するのは大変難しいと思いますが、市町村が何らかの形で日常生活自立支援事業に関与し、包括的支援体制との連動が図れるような仕組みの検討につながるような形で国として示していただければ大変ありがたいと思います。

以上でございます。

○大森委員長 中村さんは既に御提出の御意見についても触れられていますので、後ほど御意見を伺うつもりでいましたけれども、取りあえず先ほどの御報告に即して御意見があれば伺います。

○中村委員 どうもありがとうございます。

○大森委員長 文書を出してありますので後で御意見を伺いますけれども、先ほど室長が報告したことに関連して、主として4機能の整理の考え方に即してお願いします。

伊東さん、どうぞ。

○伊東委員 倉敷市の伊東でございます。

先ほど西川委員、新井委員、住田委員がお話しになったことと重なる部分も多いのですが、資料2の7ページの成年後見制度を利用する際の流れ等についての図について意見を

申し上げます。先ほど西川先生が言われたように、福祉的な支援が必要ない等の記述のところについてですが、まず申立てのところの中核機関が関わらないからといって、それが福祉的な支援が必要ない場合というものばかりでもありませんし、必要がある場合もありますので、こういう観点だけで分けをされるのは分かりにくいのではないかと感じております。これは成年後見人等が就任した後の下の矢印も同じことが言えますので、記述の仕方を御検討いただければと思っております。

むしろ、この真ん中の赤い六角形のところの中核機関等の役割について、相談受任者調整等の話とか支援の在り方によって、中核機関が関わる、関わらないというところで分けていただいたほうがいいのではないかと思います。

また、先ほど住田委員がお話しになりました中核機関の名称のことですけれども、私も全く同じ意見でございまして、今は名称ということではなくやはり機能をきっちり決めていく段階ではないかと思います。名称が先行き、全国統一のものになるのか、もしくは、全国統一の堅いものがあつた上で、それぞれ自治体ごとに分かりやすいものにするのか、それはまたその段階で議論をしていくのがよろしいのではないかと思います。

最後に、資料2の6ページの福祉・行政と司法の観点から見た「個別支援」の4機能のさらなる整理の表の右側の各機能に関連して裁判所が実施している内容のところでも最高裁判所様が記載をされている欄がございます。③の成年後見制度利用促進機能の適切な後見人の専任をはじめとする手続運営の中に入れていただいているのかもしれないのですが、後見をされた方がどのような事務をされたり業務をされたかということについて、中核機関と情報共有をしていただく仕組みがあることで、今後、是非こういう候補者をお願いしたいということを裁判所にお伝えしやすくなることにもつながりますので、自治体、中核機関等との連携部分についても何か御記載いただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○大森委員長 最後の点は少し議論して詰めていただくということだと思います。

では、青木さん。

○青木委員 ありがとうございます。青木です。

4つの機能につきまして、さらに充実・整理を図っていただくのは大変必要なことと思っております。

申し上げたい点は、9ページの地域体制づくりにおける相談機能のところですが、相談窓口を明確化するというのも重要な視点である一方、重層的な相談体制整備という関係の中では、地域にある様々な相談機関に権利擁護や成年後見の相談が入ったときに、それがしっかりと受け止められて、中核機関も含めた他の連携の中で相談が漏れないようにするという相談機関相互の連携なり、あるいは第1次相談機関と第2次相談機関の整理、その他の連携・調整というところも今後、中期的、長期的には必要な相談機能の役割ではないかと思っております。

もう一点は、マル3の成年後見制度利用促進機能の中には実際にはたくさんの機能が含

まれてくるというのがこの間の整理で分かってきているところでありまして、特に担い手の養成です。市民後見人、あるいは場合によっては今後は法人後見人の養成、専門職団体をどのようにして地域の中で確保していったって専門職後見人を選任するかといったことについての役割は、それだけで一つの大きな役割だと思っております。一方で、個別の課題における受任調整とか柔軟な交代ということも含めて考えると、マル3の機能をもう少し別々に分けて分かりやすく提示するほうが、課題がより明確になるのではないかと感じているところです。以上のことを今後検討いただければと思います。

○大森委員長 ありがとうございます。

以上でよろしいでしょうか。

それでは、既に議論が重なり始めていますけれども、第3議題のほうへ移って、皆さん方の御意見を伺います。

今後のことに関係しまして、今後、ワーキング・グループが始動しますので、それから最終的に取りまとめを行っていきますので、本日、こういう点について自分はこういう意見があるのだということで意見を開陳したい方々の御意見を伺いますが、先ほども言及いたしましたけれども、既に提出資料が出ていますので、取りあえず、私としては、提出された方から御発言をいただいていたらどうかと思っておりますが、それでよろしゅうございましょうか。

いつものお願いでございますけれども、お一人3分以内で持ち時間のタイマーをセットしておりますので、それを見ながらお願いいたします。できるだけ多くの方々から御意見を伺います。

最初は星野さんからどうぞ。

○星野委員 星野です。ありがとうございます。

私のほうからは、中長期的課題に関する意見として5点ほど提出させていただいているのですが、時間の関係もございますのと、あと、最初の1番、2番につきましては、今お話しされておりました地域連携ネットワークの在り方のところにも関わることなので、3番以降について申し上げたいと思います。

3点目にありますのが公的後見の必要性についてということです。これは地域連携ネットワークの仕組みをこれからつくっていく中においても、いわゆる受任体制、受け皿というところで、意思決定支援を尽くして丁寧な関わりをしていくということは議論の中でずっと言われていることなのですが、非常に緊急性が高い介入型の支援が必要になってくる、いわゆるレスキュー型の権利擁護と言われると思いますが、その辺りの体制について公的な仕組みの中で受けていく体制を検討していく時期ではないかと思っております。

公的後見というところ而言えば、レスキュー型の介入が強く求められる緊急性が高い事案ばかりではなく、報酬を受け取ることが難しい、報酬負担が難しく、必要性があるにもかかわらず、なかなか利用につながらないような無報酬の案件がそのまま成年後見の利用につながらずに放置されてしまっている現状が全国的にもあると思っております。そういったと

ころに対して、報酬の支払いができるのかとか、報酬が受け取れるのかどうかということをお心配することなく、公的な後見として行っていくということをおこれから課題として検討すべきではないか。そこに専門職が活用されていくという考え方もあるのではないかと、うのが3点目に挙げた意見です。

4番目の家庭裁判所の機能強化と中核機関の役割整理について、これは今、運用の中で各地で非常に工夫をしたり、尽力されているところだと思います。申立てののところの類型の考え方であるとか、誰が後見を受けるべきかということが、私が関わっているいくつかの地域においても検討する体制整備が進みつつあると言えます。

今後はモニタリングのところで交代の必要性であるとか類型の見直し、不適切な事務がある場合の対応をどうするかというところが中心的な機能として求められてくると思う反面、申立てののところにおいても非常に課題が多いと思っています。それは5番のところにもつながるのですが、類型をどうするかというところから考えて申立てを行うときの考え方として、今は診断書に頼っているところが非常に大きいと思いますが、本人情報シートが使われ出してから、診断書との乖離といいますか、違いというものがあったときに類型をどうするかというところが非常に悩ましい事例が多く見られます。こういったときに類型から考えるという考え方はもう運用だけでは難しいということで、類型の一本化であるとか、少なくとも後見類型というものは見直す必要があるのではないだろうかとか、そういったところを書かせていただきました。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○大森委員長 最後の後見類型をどうするかというのは非常に大事な、重要な問題提起ではないかと思っていますので、後半いろいろ検討してみたらどうかと思います。ありがとうございました。

資料3に即すると、次は西川さんですけれども、どうぞ。

○西川委員 西川です。

私からは、まず運用という点では、任意後見に関して公証人役場で裁判所で視聴するようなDVDが用意できないかとか、任意後見契約の前に重要事項の説明を入れたらどうかというようにことを指摘させていただきました。この点は、私の資料の2に書いてあります。

ここから先は運用の改善ということにとどまらないのかもしれませんが、私なりの視点ということで提示させていただいております。

報酬の在り方、これは報酬助成の在り方も含めてですけれども、これは今までも本当にだましましやってきたという点だと思います。ここの改善を抜本的にやらないと制度がもたないのではないかという認識ですので、ここは運用改善ももちろんやるのですけれども、もっと大きな視点の改革が必要な部分なのかなと思っています。これが3に書いてある内容です。

4に書いたのは、運用改善の先を見据えた議論をすべきだということです。星野委員からも指摘がありましたけれども、今後の検討の課題としての適切な後見人の選任・交代の

推進ですとか、任意後見・補助・保佐の利用促進、これらは全部裁判所の負担が増す方向になるものだと思います。さらには今、御指摘のあったように3類型の一元化ですとか、ほかの委員からも指摘が出ています開始の審判の効力に期限を付したりというような議論、あるいは必要性、補充性の原則を導入したらというような議論は当然起こってくると思うのですけれども、これら全部、家庭裁判所の負担が増える方向にしかならないわけです。だからこそ今まで導入が難しかったという論点でもあるかと思います。

ということになると、もちろん家庭裁判所の人員を大幅に増強するというのが最も望まれるところなのですが、それが一体どこまで可能なのか。可能でないとすると、やはり監督の機能、家庭裁判所の機能をちゃんと分析して、支援の機能と監督の機能を整理するというのは当然必要なのですけれども、その上で家庭裁判所の関与が必須の部分と、できれば家庭裁判所が関与したほうがいい部分と、必ずしも関与が必要でない部分を切り分けるといった検討の視点も必要なのかなと。そういった役割分担のための切り分けをした先で、例えば既存の組織である法務局をどういった場面で活用できるのかというような視点を検討することが必要なのかなと考えました。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。これも多分、相当程度検討しないといけないテーマではないかと思います。

次は、中村さん、どうぞ。

○中村委員 先ほどの部分で資料2の中での4機能の整理というところで、日常生活自立支援事業への移行等についてのところは発言をさせていただきましたので、もう一点、私のほうから提出させていただいた内容について説明をさせていただきたいと思います。

今後の議論になる部分でも、成年後見制度の改善についてというところでございますが、この部分については、まず、社協側として日常生活自立支援事業を実施している中で、どうして成年後見制度へスムーズにつながっていかないのかという部分についてはこれまでもいろいろところで御意見がありますが、それについてポイントになるので列挙をさせていただきたいと思いますが、成年後見制度は一度申立てをすると取下げができなかったり、費用が高額であったり、途中で利用をやめることができない。そして、後見人によっては財産管理中心できめ細かな身上保護が期待できない場合がある。こういうことがなかなか社協の中でも成年後見制度へ移行することの一つのハードルになっているというところがございますので、この辺については今後の運用改善等の中でまた引き続き検討をお願いしたいと思っております。

それと、中長期的な課題としましては、後見人等の柔軟な交代、低所得者も安心して利用できるための費用助成の充実、スポット的な成年後見制度の利用、後見支援に対する苦情解決の取組、後見支援の質の評価に第三者が関わる仕組み等々について、今後、検討を進めていただきたいと思います。

それと、担い手の問題でございますが、現在は権利擁護支援である成年後見制度や日常

生活自立支援事業等々についても制度ごとに担い手を養成しているという現状がございます。そういう中では、市民後見人、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員など、そのような多様な活躍の場をつくり広げていくことが必要でございますので、これらの養成の仕方、進め方についても、今後検討をいただければと思っています。

最後になりますが、今後のワーキングの中での検討課題にもなると思いますが、任意後見制度が発効した場合の任意後見人の報酬に加えて、任意後見監督人の報酬も発生することが本人の大きな負担になっている。そしてまた、任意後見人を監督する公的機関を設置するなど、任意後見監督報酬を安価にする手立てなど、そういうものについて今後また検討いただきたいと思っています。

以上でございます。

○大森委員長 できれば3分以内でお願いします。

次は伊東さん、どうぞ。

○伊東委員 失礼いたします。資料3の提出しております24ページ、25ページをお願いしたいと思います。私からは、市民後見人の方の育成、そして活躍と申しますか、活動していただく場のこと。2つ目といたしまして、報酬、助成のことについて申し上げたいと思います。

まず、24ページ、1点目ですけれども、市民後見人の方につきまして、例えば現在、2段落目のところに書いてありますけれども、地域活動に積極的に参加をしていただいている民生委員さん、また地区社協の役員の方々などに今後の市民後見人のまさに候補者として、養成研修などを受講していただいて、成年後見制度に関する相談役、また実際に後見を受けていただけるような方向になっていただければありがたいのではないかと考えております。この皆様方は、非常に地域の事情に精通していただいておりますので、そういうことも非常に大切なことではないかと考えております。

そして、その次の「また、老健局では」とあるのですけれども、今、市民後見は社会・援護局のほうで主務担当されていらっしゃると思うのですが、例えば厚労省の中でも老健局におきましては、後見が必要な方の中でも多くいらっしゃる認知症の方などについての施策も随分進めていただいております。特に認知症サポーターの養成というところも非常に力を入れていただいておりますので、例えば倉敷市でも既に認知症マイスターの制度を導入しまして、認知症の理解促進等をしまして人員を養成しておりますので、例えばそういう方々がこちらの市民後見のほうにも候補者としてなっただくなど、既存制度の取組の中から今後の市民後見人の方の候補者というものが出てきて、そして制度として研修などを受けていただけるようになっていければ大変有用ではないかと考えております。

2番目の報酬助成のことでございます。私ども自治体にとりまして、報酬助成、2段落目でございます成年後見制度利用支援事業、国庫補助事業といたしまして、高齢者分野は5分の1、障害者分野は4分の1が市町村の負担となっております。近年の後見制度の利用に伴いまして、平成21年度は助成を行っておりますのが5件でありましたものが、令和

2年度は246件と非常に急増しているような状況となっております。この制度につきまして、国からの補助の枠組み、また全国的な利用がしやすいような枠組みについての検討をぜひお願いしたいと思います。

以上でございます。

○大森委員長 御苦労さま。ありがとうございました。

第1点目は、先ほどの中村さんの御意見と重なってしまっていて、現場でどしどしおやりくださることと、共通して何か検討しなければいけないことを少し腑分けして検討してみたらどうかと、そのように思います。

費用問題は全体として大きなテーマでございますので、今後の重要課題です。

次は、手嶋さん、お願いします。通じているかな。

○事務局 音声しか出せないと思いますというお電話が入ったのですけれども、音声もこちらに届いてこないという状況です。ネット環境が。

○大森委員長 では、もしそれが改善されたら御連絡いただいて。

○事務局 ちょっと電話してみます。

○大森委員長 そうしましょうか。

その次は、青木さん、どうぞ。

○青木委員 弁護士の青木でございます。お手元の資料では35ページからになります。

私のほうでは、日頃実感をしていることでもありますけれども、今回、この中期的、長期的課題ということで、この間言われている様々な後見制度に関する課題というのが、後見制度そのものの必要性や補充性といった観点を導入することによって大きく変わっていくのではないかという点をグランドデザインということでお話しして、今後の検討にしていきたいと思って書いています。

利用の中でニーズに合っていないとか、一旦つけたけれども、そのことは終わってしまったのにずっと後見人がついてしまうとか、報酬があるのは分かるけれども、それがずっと続くのは見通しがつかないとか、様々な問題が提起されていますけれども、こうしたことは、やはり後見人というのが意思決定支援ではなくて、基本的には代理・代行することによって本人の保護を図るという制度であるにもかかわらず、それが必要な場合、ほかでは難しい場合の適時適切なものとして扱われないで、一生使ってしまうというところに大きな課題があると思っています。

そういった意味で、現行制度でなるべく改善を図っていくわけでありましてけれども、やはり諸外国、そして権利条約も言っていますように、本人の必要性や補充性をしっかりと踏まえた上で、それを様々な観点から制度的に担保できる。最初の申し込みのときにもチェックする。途中で時期が来たらチェックする。裁判所が気づいたらチェックする。中核機関が気づいてもチェックできる。様々なところで制度的に担保されていくことが必要ではないかと、そういった意味で、今の制度を見直して、制度も類型ごとではなく、本人のニーズに応じた設定をし、期限を定め、その中で必要に応じて、使わなくなればやめる。

そういった大きな転換を図っていくことが、この権利擁護の全体の制度の中でとても大事なことではないか。そうすることによって使いやすくなりますし、使ってみて必要がなければやめる。しかし、また、今までちゅうちょしていた人が使う。全体としては利用の促進にもかなうのではないかと思いますし、裁判所も一回ついたらずっとそれを管理するというのではなくて、必要なものの必要な管理をするということで、裁判所の容量も増やさずに済むと考えます。

こうしたことを進めていくための準備期間として、運用の中で今言ったような発想を、今の制度の中でもできることがあるのではないかという取組をこの5年後の計画の中でやっていく中で、その検証を図っていくということがとても大事ではないかということで、最後に、運用の中でもできることというのを書かせていただいています。ぜひこうしたブランドデザインの中で、適時適切な必要に応じた成年後見制度を考えていきたいと思っております。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、次は新井さん、お願いします。

○新井委員 新井です。私が提出した意見について、それぞれ簡単にコメントをしたいと思います。

41ページの任意後見制度1。任意後見監督人を適時・的確に選任するために、法務局を活用してはどうかとの論点です。法務局は、自筆証書遺言の保管も行っており、法務局の財産管理機能は市民には周知されるようになっていきます。任意後見契約の登記は法務局がつかさどっていますので、任意後見監督人の適時・的確な選任を促すようなシステムを構築してはどうでしょうか。法務局の機能の拡充にも資すると思えます。

この点については、西川委員提出の意見に賛同します。

任意後見制度2。任意後見人には取消権は付与されていないと喧伝されていますが、公証実務、登記嘱託においては本人があらかじめ取消権を付与しておくことは既に承認されていますので、このことをきちんと周知して、任意後見制度が普及されるようにしてみてもはどうでしょうか。

任意後見制度3。本人が意思能力を喪失しても、任意代理権は機能するとの見解は、任意後見制度を完全に否定してしまうという要因を含んでいますので、任意代理と任意後見の適用場面と機能をきちんと分析・検討する必要があるのではないのでしょうか。任意代理と任意後見との役割分担を成年後見制度の利用促進という場面からきちんと検討し直すべきではないのでしょうか。

法定後見制度1。法務局の機能の拡充に関して、家庭裁判所の監督機能を選任・解任に集中させて、その他の監督機能を法務局に移管すべきであるとの提言もなされていますので、任意後見制度1の論点と併せて検討してはどうでしょうか。

法定後見制度2。公的後見については、星野委員の意見書にあるように、創設をぜひと

も検討していただきたいと思います。新しい組織を立ち上げたり、新しい人材を養成するのではなく、法定後見制度3に述べているように、既存の組織の中に弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、税理士会等を活用した機能を創設してはどうでしょうか。公的後見は地域連携ネットワークの機能強化にも資すると考えております。

その他、後見類型を存置するのか、補助類型または補助・保佐類型に一本化するかは大きな将来的検討課題ではありますが、そろそろ検討する機は熟してきたのではないのでしょうか。この点についても、星野・西川両委員の意見に賛成いたします。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。大きなテーマがたくさん含まれています。

次は山野目さん、お願いします。

○山野目委員 ありがとうございます。

お届けした自分の意見につきまして、強調申し上げたかった事項としては、本人の日常生活を支援する役割を引き受ける事業者というアイデアが単にアイデアにとどまらず、現実感のあるものとして育ち始めており、その芽を摘んではならない。このアイデアを続けて育てていきたいと考えます。この営みを支援するために事業者をコントロールする仕組みや本人の意思能力というものの法律的な考え方の整理など、宿題を一つずつ乗り越えていくことも重要であると感じます。

併せて申し添えますと、このたび同僚の委員の皆様方からお出しいただいた意見を拝読いたしまして、これは考え込まなければならないと感じた点、都合7点もお話しさせていただきます。

1点目、水島委員から、いわゆる市町村長申立てに関して、申立てもさることながら、取消しのような場面についても規定整備が必要であるという御指摘をいただいています。

2点目、西川委員から、後見等の開始に関して、本人の判断能力の状態のみを見て判断するという現行の仕組みのままでよいかという御指摘があります。

3点目、青木委員から先ほどもお話があったとおり、後見等の開始の要件としての必要性や補充性というものを考えなければいけないという重要な指摘があります。

4点目、中村委員から、スポット的な後見制度の利用という、スローガンにもしていくことのできる御意見を頂戴しております。

5点目、水島委員から、代理、いわゆる代行決定の場면을最小限化するという思想を中軸に据えて今後の成年後見制度の見直しをしていったらよろしいという御提言があることも重要であります。

6点目、星野委員から先ほどもお話がありましたとおり、申立時に類型を分けて申し立てるのではなく、特定の類型を提示しないという審判の請求も容認されてよいものではないかという御提言があったことに留意しなければならないと考えます。

7点目、水島委員から、成年後見等の職務執行に関する免責規定を検討する必要があるという御指摘をいただいたことも忘れてはいけないと考えます。

意見書やここでの御発言と重複する部分もございますけれども、複数の委員が強調して申し上げたということも今後の事務局の取りまとめにおいて留意していただけるものと信じますから、自分なりに感じたところをお話しさせていただきました。

○大森委員長 ありがとうございます。

ちょっと順序が変わりますけれども、水島さん、何回か今、山野目さんが御指摘ですが、水島さんも御意見があれば伺いましょう。

○水島委員 発言の機会をいただきありがとうございます。先ほど山野目委員から複数御指摘いただいた内容の、あまり繰り返すにはならないようにしつつも、やはり重要な視点については発言いたします。提出させていただいた意見書の課題1の点、我々としてはやはり障害者権利条約なども踏まえつつ、中長期的な視点で今後の権利擁護支援、成年後見制度の在り方を検討していく必要があるものと考えます。

すなわち、国連の障害者権利委員会において、恐らく日本の成年後見制度に対する厳しいコメントがなされることが予測される中で、代行権限の最小化あるいはその濫用防止措置としての、セーフガードを適切に設けていくことについては、多数の委員から御指摘がございましたけれども、そのような仕組みが必要かと考えます。

例えば、意見書の中でも触れておりますが、意思決定支援、代行決定のプロセスが適切に踏まえているかどうかをチェックする立場、あるいは独立した立場から本人の意向・信条・選好・価値観等を収集し、チームに対して情報提供を行っていくといった、英国のイムカのような仕組みを何らかの形で設けていく必要があるのではないかと考えております。また、特に重要な意思決定の場面において本人の意思決定、意思確認がどうしても困難である場合等に、やむを得ず第三者に権限付与をせざるを得ないとしても、その権限の範囲としては本人の状況に合わせて個別に付与できるような仕組みが必要かと思えます。また、チーム支援の過程において、本人の意思の内容や、最善の利益の観点について、関係者間で認識のそごが大きくなる事案はあり得るかと思われます。その辺りを適切に判断あるいは調整していけるような機関、英国で言えば保護裁判所などが家庭裁判所の附属機関として設けられておりますが、そのような機能を何らかの形で導入する必要があるのではないかと考えます。

それから、後見人等の活動における不正ないし権限濫用の監視については、先ほどの厚労省からの御説明とも関連しますが、私としては、中核機関の関与の有無に関わらず、全ての事案において適切に意思決定支援が確保されてしかるべきと考えますので、後見人等による権限濫用を適切に防止していくための仕組みが必要かと思えます。

そして、最後に、山野目委員にも触れていただきましたが、やはり意思決定支援、代行決定、それぞれの場面において、支援者が萎縮することなく、かつ適切に行えるような免責規定をきちんと設けていく必要があるだろうと考えます。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、ここで最高裁の手嶋さん、お願いしましょうか。今回は大丈夫でしょうか。  
○手嶋委員 最高裁家庭局の手嶋でございます。先ほどは通信状況不安定で大変御迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

ここでは2点ほど申し上げたいと思っております。

まず、意見書で次期計画における裁判所と地方自治体等との連携の在り方に関連して、地域における全体構想の共有の必要ということに触れさせていただきました。この全体構想という言葉は、実は平成29年度の補助金事業で取りまとめられております「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」で用いられている言葉です。今回改めていろいろ読み返しております、これだと改めて思い当たった次第です。

意見書30ページの2段落目辺りに記載させていただいているところですが、成年後見制度の利用促進を考えていく上では、担い手の確保の点も含め、その地域においてトータルとしてどのような仕組み作りを目指すのか、関連する資源等、地域の実情を踏まえた上での実現に向けての課題や対策の方向性等も含め、整合性のある全体構想が検討、共有される必要があります、裁判所としてもその認識、視点を共有させていただくことが後見人選任の前提としての担い手の確保のみならず、選任・交代等について様々な検討、対応、連携に取り組んでいく上で重要であると考えているところです。

次期計画においては、意見書27ページに自分なりの認識を記載させていただいておりますが、中間とりまとめにおいて提示された視点を踏まえて、より広い視野から地域共生社会の実現という共通の目的に向けた関連する取組との連動を意識して、成年後見制度がその地域の権利擁護の仕組みの中で具体的にどのように位置付けられ、どのように機能することになるのかということに目を向け、自らの役割を果たしていくことが重要になると認識しております。

その意味で、関係機関相互の連携協力、そして実質的な相互理解が一層重要になると考えております。異なる立場に立つときに、またそれぞれの役割、機能が異なるときに、それぞれから見える景色が異なるということはある意味で当然のことですが、今般、厚労省でおまとめいただいた資料を拝見しております、このところの努力の重要性を改めて感じているところです。

この点については、先ほど西川委員からも冒頭で触れさせていただいたところですが、裁判所サイドから見える景色もしっかり共有させていただいて、それぞれが感じる連携上の困難さを乗り越えるための双方向の対話の努力を継続することが、実質的な相互理解を進める上で極めて重要であると感じております。

また、意見書の3(2)の「広域的な視点の必要性・有用性」のところでも触れているのですが、司法機関としての裁判所から見ると少し異なる観点があり得るということを書いておまして、そのような観点についても積極的に発信していくことが実質的な全体構想の検討にも資することになると考えております。

9月に行われるワーキング・グループにおいて、次期計画で求められている共通の目的

の実現に向けて建設的な意見交換ができればと期待しております。

もう一点、報酬の在り方の検討と必要な環境整備について若干触れさせていただきます。裁判所における後見人等の報酬の在り方の直近の検討状況等については、これまで報酬を考える上での前提となる事務の在り方自体に光を当てた議論を専門職団体との間で鋭意進めてまいりましたほか、本年6月には利用者の立場を代表する団体の方々から2回目のヒアリングを実施させていただき、その結果も踏まえて、裁判所内部においてさらに具体的な検討を進めているところです。

この点については、9月のワーキング・グループで改めて御報告させていただきたいと思っておりますけれども、これまでの検討の過程で制度の利用者、担い手、そして裁判所のいずれの立場からも、検討に関連する重要な環境整備上の課題として、いわゆる無報酬事案の存在と報酬助成制度等の公的負担拡充の必要が多数指摘されております。この点は専門家会議の場でも同様の問題意識が多数指摘されてきているところですが、裁判所における新たな報酬算定の考え方や運用の開始等にも大きく関係することはもちろん、成年後見制度の在り方そのものにも関わる重要な問題であると思われ、今後のワーキング・グループを含む専門家会議での議論、検討の進捗に裁判所としても強い関心を持っているところです。

○大森委員長 ありがとうございます。

皆様方の御意見、あるところから見ると風景が違うのはそのとおりだと思いますし、したがって対話が必要なのですけれども、対話した上で一歩みんなが前に出るといえるか、従来よりももう少し頑張って前に出るといえることが可能になればもっといいかなと思っていますので、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次は、久保さん、花俣さん、そして、できれば新保さんからも御意見を伺いたしたいと思います。では、久保さん、どうぞ。

○久保委員 ありがとうございます。

それでは、私のほうから、意見書を出しておりますのでお読みいただいたら分かるかと思っておりますけれども、中核機関ですが、福祉・行政、司法との連携強化を図るために中核機関の機能が重要になってまいりますが、残念ながらまだ普及ができていないということですので、連携を強化していくことと併せて、実効性の確保も同時に示していきたいなと思っております。

その次は、福祉・行政と司法の連携強化の部分ですけれども、私ども親の立場からいきますと、役割分担してもいいのではないかなと思っております。重大な法律の行為については法律の専門職、それ以外については福祉の専門職や法人後見が役割を分担するということが検討してはどうかと思っております。

それから、成年後見制度の運用改善のワーキング・グループですけれども、成年後見人等の柔軟な選任と変更に関する事とか、法人後見の推進など課題がとても多く親の中ではございます。その課題が相互に関係することを前提として、これからの議論を進められ

たらと思っております。

それから、意思決定支援は後見人等の基本的な事務であると思っております。付加的な事務ではないという認識です。意思決定支援をして初めて成年後見人としての役割を果たせると思っておりますので、そのような認識でおります。

それから、社会福祉法人による法人後見の仕組みもあるわけですがけれども、その社会福祉法人の実際に法人後見をしていただくとういう運用のイメージになるのか。また、メリットやデメリットはどうなるのかというのが情報として私たちのところにはよく分かりませんので、情報提供をしていただけたらありがたいと思っております。

それから、成年後見制度、報酬改定についてですけれども、私どもの会としましては、以前から申し上げておりますけれども、障害者基礎年金が収入の中心でございますので、そのおのずから負担できる額には限度があります。一方で、専門職の方が妥当な水準の報酬は設定されるべきであるということも理解しておりますので、その差をどのようにカバーするのかとういところら辺の具体的な議論が必要であると思っております。

それから、グループホームでもそこで長くその後暮らしていくわけですから、そのとき体験というのがございます。成年後見制度も柔軟に考えていただいて、ちょっとお試しの体験をやってみる。それからこの人となら相性が合うとなったら選任していただくとういような形をしていただけると、被後見人も後見人もハッピーでうまくやっているのではないかなと思っております。

最後ですけれども、ちょっと時間を過ぎて申し訳ありません。本人の意思決定を基調としてメニューを選べるようにしていただきたいなと思っております。今も成年後見制度のメニューがこんなことをやりますと書いてあるのですけれども、とても親でも分かりにくいというのがよく聞かれます。ですから、成年後見制度はどういうこと、どれとどれとどんなことをやるのかとういことのメニューをもう少し分かりやすく書いていただいて、それを本人の意思の下に選ぶことができるような仕組みをしていただけたら、先ほどから皆さんがおっしゃっておられるように、障害者の権利条約の観点からも、代行決定を最小限で緩やかにするという意味でも制度の大きな見直しが必要かと思っております。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、花俣さん、お願いします。

○花俣委員 ありがとうございます。様々な視点から大変建設的な各委員の御意見を関心を持って拝読あるいは伺ったところです。

私のほうの意見も非常に簡単なものなので、御一読いただければと思いますが、ここで2段落目の当事者や家族の納得と理解の上に活用できる制度であるべきとういふうに考えておりますので、地域連携ネットワーク、福祉・行政と司法の連携強化がさらに進展したときに、まず制度ありきで介入を検討する機関が増えてしまうことにならないように十分御留意いただきたいとうい点ですね。

それから、障害特性に応じた支援の在り方についても御検討いただければと思います。

それから、今、32ページのところでも触れられた手嶋委員の御意見に関連いたしまして、もう一点追加というか補足させていただきたい点がございます。後半のワーキング・グループの最後の9月29日に予定されています後見人報酬等というテーマがございましてけれども、これを議論するときに報酬の在り方についてはこれまでも家裁が個々の案件について決定されるというふうに承知しているところなのですけれども、なかなかこれは現実的には難しいなと感じておりましたので、私の意見書の後段、先ほど言いましたように障害特性に応じた支援の在り方も記しましたけれども、支援に限らず案件、事例ごとに本人の特性あるいは取り巻く環境、抱えている困難さ、例えば虐待案件とか多重債務等ですね。そういったものがかなり多様であるという現実を踏まえるとすると、例えば西川先生の意見書の9ページ、※以降、11ページの中段辺りまでの事例。これを拝読して、本当に現場をよく熟知できていない我々のような一利用者も大変よく理解できたと感じておりますので、できれば専門職、あるいは市民後見、あるいは法人後見のそれぞれの特徴が分かるような受任事例みたいなものを、このワーキングの事前に御提出いただいて、そして、報酬についてより具体的な議論が進められれば実情、実態等をちゃんと情報共有した上での建設的な議論になるのかなと思いますので、その事例提出についてお願いできれば、あるいは希望させていただきたいと感じた次第です。

以上になります。

○大森委員長 ありがとうございます。

最後の点は、室長さん、どうですか。

○成年後見制度利用促進室長 主査のほうは新井先生になりますので、新井先生とも相談しながら、御意見を踏まえた形でできるように進めていければと思います。

以上です。

○花俣委員 ぜひよろしくお願いたします。ありがとうございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

提出資料はございませんけれども、新保さん、御意見があれば伺いたいと思いますけれども、ございますか。

○新保委員 ありがとうございます。すみません。資料を出していなくて申し訳ないのですが、3点ぐらい私はあるかなと思っているのですが、これだけ皆さんのいろいろな英知を集めてつくっていただいたので、現時点ではほぼすばらしいものができてくるのだなと思うのですけれども、どんなものでもやはり運用しながらやっていると必ず、アップデートできる余裕をこの中に残しておいてほしいかなと思っています。どうやっても多分、やることによって必ずどこかのもう少しいい案とかが出てくると思いますので、この全体の中でちょっとアップデートできると。

あと、先ほどの金融庁さんの資料の中でちらっと見せてもらったときに、6ページのところでしたか。顧客のニーズがないということがあったのですけれども、ニーズがないと

いうのではなくて、知らないということだと思っただけです。やはりこの制度も広報をいろいろなところで聞くのですけれども、私は今、60後半ぐらい、ちょうど定年の世代なのですが、ほとんど知りません。また、多分使う対象になっていると思うのですけれども、全くと言っていいほど知らないということがすごく大きいと思います。やはり広報をどうしていくかというのがすごく、これだけのものができた中で、もちろん我々も努力はしたいと思うのですけれども、広報の一工夫というのがすごく必要ではないかと思っています。

あと、やはり我々は障害者を持っている、息子たちなので、障害特性をどうここに反映していくかということは、聞いている中でもすごく難しいことだと思っただけなので、もう一工夫要るのではないかなというのが私の中の、ちょっとすみません、感想みたいになりますけれども、以上です。先生、どうもありがとうございました。

○大森委員長　こちらこそありがとうございました。

一応、資料を提出した方々の御意見は伺いましたけれども、これ以外に御意見がある人の御意見を伺います。手が挙がっているのは櫻田さんでしょうか。どうぞ。

○櫻田委員　ありがとうございます。ピアサポート専門員研修機構の櫻田でございます。私のほうからも2点ほど意見を述べさせていただけたらと思っております。

まず1点としましては、こちらのほうの権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能のほうにも書かれております広報についてなのですけれども、何名かの委員の方からも挙がっているとおり、広報がだんだん進んできているとはいえ、やはり知らない方がまだまだいらっしゃるかなというのが現実問題かと思っております。実際、成年後見関係に関わらせていただいて結構たつのですが、精神科領域の中でも全然言葉が聞こえてきませんし、当事者の中でも、利用開始ぐらいの年代の方からしても、なかなかそういうものが聞こえてこないというところでは、やはり知らない方も結構まだまだいらっしゃるかなというところでは、もう少し広報のほうにも力を入れていく必要があるのかなというところと、広報していくことによっても選択肢が私たちにとっては増えていくこととなりますので、選択肢を増やすという意味でも、広報していただいたりとか、ちょっとでも耳に入ってくるようなこととなりますといいのかなと感じているところであります。

2点目としましては、報酬に関してなのですけれども、今までの検討会、専門家会議やワーキング・グループの中でも幾つか話題に挙がってはきているのですが、利用する側としても、利用したいのだけれども費用面でちょっと考え込んでしまうという方も中にはいらっしゃると思うので、もちろん専門家の方とかの報酬を見合ったものにといいのも重々承知しているところではあるのですけれども、やはり私たちが利用しやすいような費用の算定方法とかもぜひ今後の検討材料として必要なかなと思っておりますので、その辺りも今後の長期にわたっての検討事項になってくるかなと思っておりますので、引き続き議題として挙げていただければと思っております。

以上です。

○大森委員長　ありがとうございました。

それ以外に、上山さん、御意見ございますか。どうぞ。

○上山委員 よろしく申し上げます。私からは3点発言をしたいと思えます。

第1に、必要性の原則の明確化です。現行制度は主に医学的な評価に基づく判断能力の程度のみを基準として法定後見の開始の必要性和類型の振り分けを判断しています。例えば、著しい意思能力の低下があれば常に保佐が必要であるという形で抽象的な必要性が問題とされているわけです。しかし、必要性の原則の意義は、本人への過干渉を防ぐために後見人の介入を必要最小限にとどめるということにありますので、必要性の有無は当該事案における具体的な必要性によって判断されるべきだと考えます。

こうした理解に立つならば、具体的な支援のニーズがある法的な行為に限定したアドホックなスポット型後見の仕組みを法定後見の原則形態として位置付けるべきではないかと考えます。

第2に、任意後見と法定後見の併存の容認です。法定後見が開始されると任意後見が当然に終了するという現在の仕組みでは、任意後見人の代理権をフルスペックで与えておかないと、法定後見に移行するリスクが大きくなります。しかし、これでは支援の内容を自ら選べるという任意後見のメリットが骨抜きになってしまいます。

全体的な運用コストの面からいっても、任意後見人の代理権の不足部分については、先ほどのスポット型法定後見で対応して、その他については任意後見人の支援を継続させる仕組みへと改正することが望ましいと考えます。

第3に、中間取りまとめの鍵概念の一つである権利侵害の回復支援に関する仕組みの整備が必要だと考えます。既に現在、成年後見業務に起因する損害の填補を目的とした損害保険の仕組みがありますが、実はその全体的な実情は不明瞭です。というのも、各種の専門職団体、法人後見、市民後見、それぞれに異なる民間の損害保険が利用されているため、対象となる保険事故の範囲や保険金の支払限度額などがどこまで共通しているのかを一覧することができない状況にあるからです。利用者が自由に法定後見人を選べるわけではないので、もし後見人の属性によって損害保険の補償範囲が異なるとすれば、見過ごすことができない問題だと考えます。

そこで、法務省にお願いしたいのですが、ワーキングの不正防止の回の資料として、成年後見業務を対象とした各種の損害保険のリストを御用意いただけないでしょうか。保険の内容が一覧できれば足りますので、具体的な保険会社名や専門職団体名などはマスクングしていただいて結構ですので、よろしくお願いいたします。

なお、損害保険の一般的な仕組みでは横領などの故意の不正行為はカバーされていないと思えますので、この領域の補償のための仕組みづくりも大きな課題であると考えます。

以上です。

○大森委員長 法務省の方の御意見は後で最後に伺いますので、そのときにお願いしましょうか。

それ以外に御意見ある人、どうぞ。永田さん、どうぞ。

○永田委員 ありがとうございます。

私のほうからは、これまで述べてきた相談支援体制や市民後見人以外のことで感じている中長期的な課題について簡単に述べたいと思います。

まず、市町村の体制整備に関わらせていただくことが多いので、中核機関の名称の変更を検討することについて簡単に意見を申し上げます。

住田委員や伊東市長がおっしゃっていたように、市町村の中で中核機関という名称がようやく認知されて、これから取組も進めていくという段階の市町村が多い状況にあるかと思います。中核機関という名称は確かに分かりにくいので、将来的に名称変更を検討することには大賛成なのですが、現時点では市町村さんの意向にも耳を傾けていただき、早急に判断をしないほうがいいのかなということをおし上げておきたいと思います。

次に、全体的な課題について申し上げたいと思います。制度利用を必要とする人を成年後見制度も含めた適切な支援につなげるということは重要なのですが、つなげる制度そのものを利用する方に寄り添った適切なものに変化させないと、利用促進は図れないと基本的に思っています。特に中核機関に関わる中で感じているのは、必要な法律行為が終わっても利用をやめることができないとか、後見人等に不満があっても交代ができない。適切な身上保護や意思決定支援が期待できない。こういったほかの委員の皆さんも指摘されていた点が実際に被後見人の方々から切実な訴えという形で中核機関に寄せられている実情を感じています。

これらの課題に対する解決策としては、これもほかの委員が御指摘のように、柔軟な交代や適切な費用助成、必要なときに期間限定で利用できる仕組み、苦情解決の仕組みや質の第三者評価の仕組み、こういったことが必要なのではないかなと思っています。

事務局の御説明でいえば、中核機関の苦情対応、チーム支援の再構築ということになるかと思いますが、短期的には運用改善として、例えば事前面談の仕組み、専門職からの市民後見人へのリレー方式の定着、久保委員がおっしゃっていたようなトライアルなどが必要だと思います。

また、長期的な課題としては、これらの機能を中核機関が担うものなのか、水島先生などほかの委員の皆様が御提起されているように抜本的な検討をして別の仕組みを創設していくべきなのか。また、市町村、都道府県の役割がどのようになっていくのか。こうしたことを運用改善のワーキング・グループ等で検討していくことが必要なのではないかと感じています。

最後に、特に福祉的な観点からは、低所得の方、身寄りのない方が必要な権利擁護支援を受けられないということは大きな問題ですので、こういった点を考えていくことも重要だと思います。

私からは以上になります。ありがとうございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見のある人。山下さん、どうぞ。

○山下委員 ありがとうございます。

私からは2点というか、1点目は既にほかの委員の方々から御指摘がありましたけれども、柔軟な制度を構築するということが非常に重要なことではないかと考えておりますし、必要性や補充性といった原則の導入は非常に重要な視点ではないかと考えます。ただ、個別柔軟な対応はどうしてもコストが非常にかかるということ自体は考えておく必要がございますし、原則を定めた上で、個別に判断するといっても一定のモデルのようなものは必要になってくるのではないかと。そうすると、やはり類型化をしていって、このぐらの方々はこういう形の後見利用というような形になっていくと、結局、現行の民法制度とどこが違うのかという問題はやはり少し考えておく必要があるかと思えます。

その点に関して、既に御指摘があったように、現在は医学的な観点のみから振り分けが行われているという点は確かにそういう問題はあるかと思えますので、個別の状況をより広く見ながら制度の利用を考えていくということは非常に示唆に富む御意見だなと感じた次第です。

2点目は、後見制度以外の制度と申しますか、財産管理制度との関係について、十分考えておく必要があるかと思えます。法的後見、任意後見が現在利用しにくいという意見の中で、例えば民事信託とか、あるいは任意代理そのものも現在使おうと思えば親族に本人から同意を取れば行うことができ、これ自体は、新井先生は先ほど判断能力を失ったらそういった制度の利用ができないという考え方を御示唆いただきましたが、民法の通説的な考え方では、これを有効なものとするという方向ではないかと思えます。

ですので、そうすると、他の制度を利用することに一定のメリットを見出しているというときに、これが不正な目的のメリットであれば規制するべきであると思うのですが、そうではなくて、後見制度がまさに抱えている問題との関係でやりたいことができないということで他の制度を利用しているのだとすると、それをどのように後見制度に取り込んでいくかという問題がありますし、他方で、他の制度をどうしても利用したいという人に対してはどうやって支援をしていくか。後見制度の可能性を検討していただく機会をどうやってつくるかといった点も重要ではないかと考えた次第です。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

今まで気がつかなかった論点が出たのではないかと思います。ありがとうございます。

住田さん、もう一度どうぞ。

○住田委員 ありがとうございます。私からは2点申し上げたいと思えます。

まず初めに、資料2の6ページには後見人支援機能の個別支援には、後見人交代の提案とあります。それに対して裁判所の実施している内容には、後見人交代の記述がありません。中核機関ではチームの再調整として後見人交代の提案はしますが、後見人交代の判断をするのは家庭裁判所です。特に難しいのが、本人側が後見人に交代を求めても、後見人が交代を望まない場合です。例えば本人側から後見人に苦情とも関連して交代のための辞

任を求めても、後見人は善管注意義務などを理由に応じてくれない。それで家庭裁判所に相談すると、後見人等に不行跡がなければ後見人の判断を裁量の範囲として尊重するため、結果的には交代することができません。このような場合に家庭裁判所は後見人の交代について丁寧な検討をしてもらえるのか、後見人側が望んでいない交代のケースについて、運用改善だけで検討が可能となるのか。または法律で定められた範囲で可能なのか。今後のワーキングでの議論では交代についての家裁のそのような考え方をお示しいただきたいと思います。

2点目に、前回の会議でも市民後見についての全国調査をお願いしたところですが、それに関連して、市民後見人養成研修の受講生は全国的にも減少傾向にあることが課題となっています。コロナの影響により、今後各地でオンライン研修を用いることで、受講生増加の要因となるのか、若い人の参加増加など年齢構成の変化や集合研修との比較におけるメリットやデメリット及び課題などを全国的な取組状況や動向などと併せて調査分析をお願いしたいと思います。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんか。皆様方の御意見は以上でしょうか。

そうしたら、法務省から御意見を伺いましょうか。御発言をどうぞ。

○法務省大臣官房審議官 法務省民事局担当審議官の堂園でございます。

先ほどの上山委員の御指摘なのですけれども、確認させていただきたいのですが、損害補償の範囲が異なる保険というのが幾つかあって、こういった類型のものがあるかという保険のリストを提出いただきたいという内容でよろしかったでしょうか。

○上山委員 今、御指摘のとおりです。基本的に、まず専門職後見団体の場合には、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士ならばあとなあですね。それぞれに成年後見業務に関して生じた損害を御本人に対して弁償するための損害保険の仕組みが採用されているかと思えます。

ただ、それぞれ別の民間の保険会社が提供している商品だと思えますので、必ずしも内容が共通しているわけではない可能性があります。それから、たとえば社協やNPOなどの一部の法人後見団体もその法人後見活動によって御本人に生じた損害について填補する損害保険を利用していますが、その内容についても必ずしも公開されているわけではありません。

それから、市民後見人さんの場合には、市民後見人としての活動から生じた損害を補填するための損害保険の利用もあるかと思えます。たとえば東京都社協の場合には市民後見活動に特化したものがあるのですが、それ以外の地域ですと、いわゆるボランティア保険という形で損害保険を活用しているケースがあるかと思えます。それぞれ保険事故の内容とか保険金の支払限度額というのは当然その契約によって定まります。今のところばらばらである可能性が高いので、その内容について一覧できないと議論の出発点を作れないか

などということで、お手数ですが、お願いできればということでございます。よろしく願いいたします。

○法務省大臣官房審議官 分かりました。保険の関係で申しますと、法務省は保険のほうは所管しておりませんので、今のようにどういった種類の保険契約が認められているかという点については、金融庁さんのほうからお答えいただいたほうがいいのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

○上山委員 私は資料が出てくれば構わないので、そこは大森委員長の御判断に委ねたいと思います。

○大森委員長 では、今後、必要なときにワーキングで資料を出すということで本日はよろしいでしょうか。

では、そうさせていただきます。

それ以外のことで法務省から御意見があれば。

○法務省大臣官房審議官 それ以外、今までのお話全般についてということでよろしいでしょうか。

○大森委員長 そうです。どうぞ。

○法務省大臣官房審議官 いろいろな委員の先生から制度自体の見直しについても言及をいただきました。今後この点につきましては、成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ等でさらにより深く議論されることになると思いますので、法務省といたしましても、そこでの議論の状況を踏まえまして、必要な検討をしてみたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○大森委員長 今日は最高裁判所の家庭局の第二課長の木村さんがオンラインにおられますか。あらかじめ承っていないのですけれども、最高裁、家庭裁判所の期待がいろいろ出ていますので、もし何か御意見があれば一言伺っておきたいなと思って、今、お名前を挙げたのですけれども。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課長 最高裁の木村でございます。本日、様々な委員の方から御意見をいただきまして、地域連携ネットワークの4機能の資料の関係やその他様々な御意見がありまして、手嶋委員からも発言いたしましたけれども、今後、9月のワーキング・グループで取り上げられていくところが多かろうと思います。そこに向けてこちらとしても準備をさせていただきまして、よい議論や検討ができるように努めてまいりたいと思います。

○大森委員長 お行儀悪いのですけれども、私としては、最高裁はこんなふうに踏み出してくれたかということが聞こえてくるとうれしいという感想です。恐縮です。忘れていただいても結構です。

一応、皆様方の御意見をざっと伺いまして、今後、法律改正を将来は展望しないとできない話もありますし、当面運用の中でぎりぎりここまで行けそうな話もありますし、それ

をワーキングで少し整理していただいて、私どもの最終的な取りまとめでぎりぎり可能なことはできるだけ盛り込むような形でいきたいなと思っていますので、皆様方の今後も御熱心な検討とまとめに対する御協力をお願い申し上げます。

取りあえず、本日の議題については以上でございますけれども、締めてよろしゅうございましょうか。

それでは、副大臣から一言。

○山本副大臣 厚生労働副大臣の山本博司でございます。今日はありがとうございます。委員の皆様におかれましては、次期基本計画の中間とりまとめを行っていただきまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

また、本日も大変充実した議論をしていただきまして、ありがとうございます。前半の地域連携ネットワークの機能に関しましては、4つの機能ということに関しましても御指摘をいただきました。また、成年後見制度を利用した際の流れということに関しましても意見をいただきまして、感謝を申し上げる次第でございます。

また、後半のメインになっておりました中長期的な課題に関しましては、委員の皆様から事前に意見書という形で提出いただきまして、それぞれ意見を今後の課題ということも含めてお話しいただきました。任意後見制度と法定後見制度等についてということでございますとか、日常生活自立支援事業、市民後見人の育成と活躍の場という点、多くの皆様からの報酬の在り方や改善、さらにはその助成ということに関しましても御指摘をいただきました。

また、大きい観点でのグランドデザインの中での必要な支援ということも含めて、今後検討すべきではないかということのお話もいただきましたし、障害特性に応じた支援の在り方、特に意思決定支援ということを自主的に保証する体制であるとか、そうしたことを障害者団体の方々の立場からのお話もいただきました。大変大事な視点ばかりの点の議論だったと思います。

今後は、2つのワーキング・グループ、先ほどからお話がございましてけれども、さらに議論を行っていただきながら進めていただきたいと思います。

具体的には、福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ、ここでは福祉・行政による支援と成年後見制度による監督の考え方の整理を踏まえまして、今日もかなり議論になりましたけれども、中核機関、さらには家庭裁判所の対応の充実や両者の連携の強化、こういったことの議論を行っていただきたいと思います。

さらに、成年後見制度の運用等ワーキング・グループでは、今日の議論がございました後見人の選任・交代の推進や必要に応じた体制の在り方の検討、これを議論いただくことになっている次第でございます。最終取りまとめに向けましては、議論の成果をできる限り速やかに現場に私たちも届けることができるように、可能な限り制度の運用改善方策、ぜひともこうした具体的な形のものを含めまして盛り込んでいただきたいと思います。次第でございます。

引き続き、皆様の積極的な議論をお願い申し上げる次第でございます。本日は大変にありがとうございました。

○大森委員長 ありがとうございました。

それでは、事務局から今後の予定等について。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。

今後の予定です。次は福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループになります。

9月1日の午後2時からの開催を予定しております。

また、本日の議事録につきましては、速記が起きてきた後に委員の皆様を確認いただきまして、ホームページに掲載したいと考えております。よろしく願いいたします。

○大森委員長 ワーキング・グループ、次からは2時間半おやりになるそうでして、御苦労をおかけいたします。ワーキング・グループの成果を見まして、取りまとめに入りたいと思っています。

本日は以上でございます。ありがとうございました。